

事務連絡  
令和6年3月6日

都道府県・指定都市 土地対策担当者 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局  
土地政策課

国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)

平素より、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の適切な運用に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年の地方からの提案等に関する対策方針(令和5年12月22日閣議決定)において、土地の利用目的に関する勧告(第24条)については、その必要性の判断が円滑に行えるよう、都道府県及び指定都市における優良な取組事例を把握し、都道府県及び指定都市に令和5年度中に周知することとされています。

勧告に係る事務については、都道府県等において、事務処理要領等を策定し、市町村又は庁内関係部局との情報共有の円滑化等に取り組まれているところです。

つきましては、優良な取組内容について下記のとおり周知しますので、勧告に係る事務の円滑な実施の参考としていただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 勧告に係る事務の円滑化に資する取組

#### (1) 都道府県と市町村のやりとりの改善

- 1) 届出の受付窓口である市町村が意見書を付して都道府県に届出書を進達(送付)する。
- 2) 市町村に届出書が提出された段階で、直ちにその写しを都道府県に送信する(都道府県からの指摘による届出書の修正が可能となる)。
- 3) 市町村が実地確認を行う場合は、同時に都道府県の関係部局との連絡調整を実施する。

#### (2) 都道府県内及び市町村内での個別法所管部局との連携の強化

- 1) 届出を受理した場合、当該区域及び利用目的に応じて、組織内の関係部局に利用目的に係る意見照会を一括して実施する。
- 2) 関係部局から構成される土地対策会議等を設けて、情報共有体制を構築する。

2. 1. に掲げる参考となる都道府県等が定めた事務処理要領等の抜粋は別紙のとおりです。

(別紙) 都道府県等が定めた事務処理要領等の抜粋

(1) 都道府県と市町村とのやりとりの改善

- 1) 届出の受付窓口である市町村が意見書を付して都道府県に届出書を進達(送付)する。

【事務処理要領等の記載例】

(5) 意見書の作成(法第23条第3項, 法第15条第2項)

ア 届出書の内容について意見があるときは、届出書の受理後遅滞なく、意見書(様式第11号)を作成し、知事に送付するものとする。

(略)

(6) 意見書の送付

意見書は、原則として届出書を受理してから7日以内に知事に到達するように送付すること。ただし、届出書と添付図書については、受理後直ちに(受け付けた当日又は翌日までには)知事に送付すること。

(様式第11号)

〇〇県知事 殿		第 年 月 日	
市町村長		印	
国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の契約についての届出が別紙のとおりありましたので、同法第23条第3項の規定に基づき、下記意見を付し送付します。			
記			
土地の所在	(面積 m <sup>2</sup> )		
譲受人氏名	契約締結 年 月 日	年	月 日
(その1)			
1 意見			
事 項	意 見		
① 法第24条第1項関係 (公表されている土地 利用計画への適合性)			
② 公表されていない土地 利用計画への適合性			
③ 公共・公益的施設の 整備の予定			
④ 周辺の自然環境の保全			
⑤ その他			
⑥ 総合判断			

- 2) 市町村に届出書が提出された段階で、直ちにその写しを都道府県に送信する（都道府県からの指摘による届出書の修正が可能となる）。

**【事務処理要領等記載例①】**

1 届出書の送付

届出書の正本は、受理した日から10日以内に送付書を添えて〇〇局長または〇〇局長に送付するとともに、第3のなお書きによる事務処理を行う。

なお、届出書の副本は、届出書の審査等の日程から受理した日から3日以内に送付するものとする。

**【事務処理要領等の記載例②（再掲）】**

(6) 意見書の送付

意見書は、原則として届出書を受理してから7日以内に知事に到達するように送付すること。ただし、届出書と添付図書については、受理後直ちに（受け付けた当日又は翌日までには）知事に送付すること。

- 3) 市町村が実地確認を行う場合は、同時に都道府県の関係部局との連絡調整を実施する。

**【地方公共団体の取組事例】**

通常は市町村窓口で届出書を受理し、実地確認等を行った後、市町村から県へ郵送されるが、助言・勧告の可能性が少しでも見受けられた場合は、メールにて速やかに届出書類の写しを県まで送付するよう、年度初めの市町村担当者研修会等を通じて案内している。

- (2) 都道府県内及び市町村内での個別法所管部局との連携の強化

- 1) 届出を受理した場合、当該区域及び利用目的に応じて、組織内の関係部局に利用目的に係る意見照会を一括して実施する。

**【事務処理要領等記載例】**

**第5 個別規制法担当部局との連携**

1 届出内容に係る個別規制法担当部局との連絡・調整

届出内容についての意見の検討等に当たっては、届出に係る土地が、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律249号）、自然公園法（昭和32年法律161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等の個別の土地利用規制法（以下「個別規制法」という。）の適用を受ける土地を含む場合は、関係する個別規制法担当部局に届出書等の写しを送付し、意見を求める等調整を行う。

なお、届出に係る土地が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項の許可（農地又は採草放牧地の転用に係る許可）を要する土地を含む場合は、届出書の写しを農業委員会に送付するとともに、農業委員会の求めに応じ、届出書に添付された図書を閲覧させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、上記の許可を要するものであるか否かについて疑義があるときには、農業委員会に照会する等の措置を講ずるものとする。

2 森林法担当部局への情報提供等

森林法第191条の2等により森林法担当部局との情報共有等を行う場合は、「国土利用計画法第23条の届出と森林法第10条の7の2の届出に係る事務処理の連携について（〇〇部長通知）」による。

2) 関係部局から構成される土地対策会議等を設けて、情報共有体制を構築する。

**【事務処理要領等記載例】**

6 土地利用調整会議幹事会の開催等

- (1) 政策企画課長は、5に該当する場合以外の場合であって、届出の審査に関し、土地利用調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）の会議に付議する必要があると認められる事案があるときは、関係課長と諮ってその旨及びその開催日時を決定するものとする。
- (2) 届出の審査に係る幹事会の会議は、(1)の決定に従い当該会議に付議される事案に係るのある課長の出席を求めて開催するものとする。
- (3) 届出の審査に係る幹事会の会議は、会議に付議された事案の調整を図るとともに、当該事案が勧告の対象となるかどうかについて検討し、あわせて法第39条の規定に基づき設置された土地利用審査会の意見を求めることについて協議するものとする。